

6 . 型 枠 作 業

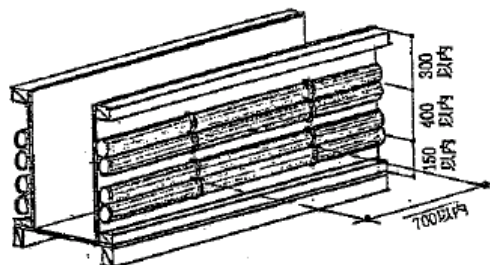
6 - 1 . 型枠組立て作業における遵守事項 (戸東安第 75 - 14 号 第 84 - 43 号)

- 1) 型枠組立て開始前に、届出の要否に関係なく組立て図を作成し、それに基づき組立てる。
- 2) スラブ型枠上に、鉄筋等の重量物を仮置する場合は、支保工で補強した上で積載荷重表示をし、全員に周知させ使用する。
- 3) 梁側型枠の上部の開き止め、座屈等に対する補強を行う。
- 4) スラブ型枠組立中には、スラブ型枠上及びスラブ下は、関係者以外立入禁止措置(表示共)を設ける。
- 5) デッキ材使用でスラブ面に開口部(PS、駄目穴、墨出し穴等)が必要な場合は、原則としコンクリート打設後に、デッキ材の切断、穴明けを行う。
- 6) コンクリート打設時は、スラブ型枠上にコンクリートを山積しない。
(荷重を集中又は偏らせない。)
- 7) 機械等設置届(型枠)を提出する場合、協力会社が決定していない場合は作業所で計画したもので提出し、協力会社が決定したら、届出図の説明、確認を行うこと。
- 8) 機械等設置届(型枠)に変更が生じた場合、変更届を提出し監督署と打合せを行い、その指導の下で施工すること。
- 9) 同上の届出を提出した際に監督署より指摘があるないに関わらず安全部に報告すること。

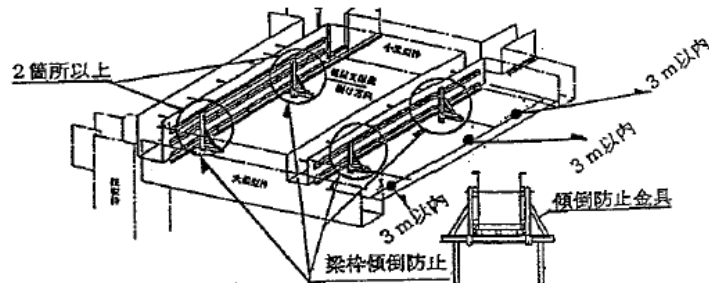
6 - 2 . 「型枠支保工計画届」組立て図と施工上の留意事項 (戸東安第 78 - 54 号)

- 1) 無支柱式型枠支保工(商品名: ペコビーム、デッキ床版、PC 床版等)
(技術レポート 245 施工技術連絡報 参照)
梁型枠の側板で荷重を受ける形式の計画については、梁型枠の側板が傾倒することのない様、アとイの措置を講じること。
ア. 梁型枠のセパレーター取付間隔は、垂直方向 400mm 以内、水平方向 700mm 以内かつ側板上端から下方に 300mm 以内、側板下端から上方に 150mm 以内とする。尚、措置が十分で無い場合は、縦端太等で補強をする。

セパレーター割付基準



- イ. 梁型枠の側板部は、上載荷重による傾き及び変位を防止する為、**梁に対し最低 2箇所かつ 3 m 以内に傾倒防止措置を設ける。**但し、(梁に鉄骨がある場合は、不要)。



側板には、傷んだ合板や劣化した合板は、使用しない。

梁型枠を支持する支保工は、鋼管枠で計画する。もし**パイプサポート等の場合、梁巾方向に 2 本以上配置する。**

2) 建設工事計画届の型枠支保工組立て図

工事着手前に計画するので、実際の型枠施工と違いが生じる場合が多い。

計画届の組立て図と内容の違いが生じた場合には、作業所は所轄の労働基準監督署に計画変更届を提出する必要がある。

労働基準監督署臨検時に、計画変更届未提出の指摘(是正勧告等)を受ける事のない様、整合の確認をしておくこと。

6 - 3 . 床版(スラブ型枠)に資材を乗せる場合の遵守事項

(戸東安第 82 - 65 号 第 85 - 30 号 第 85 - 41 号) <災害事例 41 参照>

【職員の実施事項】

資材の重量を事前に把握する。

資材置き場を決める。

資材置き場として組立て図を作成する。

資材の重量、置き方に見合った床版の強度計算を行い補強する。**(強度計算書が必要)**

組立て状況を確認する。

資材を乗せる場所(床版)に「許可表示」し、「制限荷重」を表示する。

支保工の大引き位置を床版上に表示し、置き方を具体的に指示する。

【職長・作業員の実施事項】

資材置き場として許可された場所であることを確認する。

資材置き場として使用許可されているかを確認する。

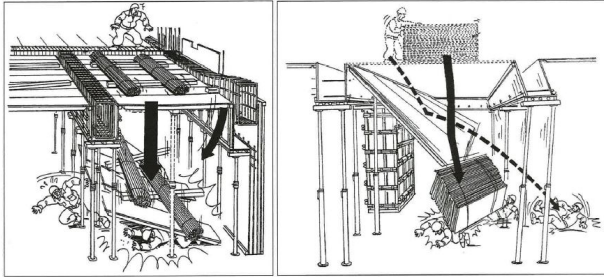
支保工の大引き位置を確認する。

資材の重量を事前に把握する。

「制限荷重」を遵守する。

■型枠組立て作業における『現地表示ルール』の実施例

スラブ型枠を崩壊させないために



【社員がやるべきこと】

- ・材料置き場を決めたか。
- ・材料置き場として組立図を作成し、強度計算したか。
- ・組立状況を確認したか。
- ・材料置き場に『制限荷重』を表示したか。

【職長・作業員がやるべきこと】

- ・材料置き場として許可された場所か。
- ・大引き位置を確認したか。
- ・『制限荷重』を守っているか。

東京支店 ゼロ災委員会

確認項目	床上表示方法	床上で作業できる職種
① デッキ釘止め完了	● 黄色スプレー	型枠大工、デッキ工
② 中間大引き完了	— 赤色スプレー	型枠大工、デッキ工、墨出し工
③ 支保工完了 (水平つなぎ、筋交い)	○ 青色スプレー	全ての床上作業関係職種 資材置き場への資材取り込みOK
④ 積載表示（例）	ここには置く 0.8t/2m ² 2.0t/2m ²	・材料置き場には、制限積載荷重看板も掲示

・中間大引き完了時にスラブ上に大引き位置をスプレーにて表示

・釘打ち完了表示 ○K
・制限荷重表示

・制限荷重表示



「スラブ型枠を崩壊させないために」データ - は、Hot-Doc¥東京（建築）¥建築安全部¥その他

6 - 4 . 型枠材揚重作業時の遵守事項（戸東安第 75 - 24 号）

- 玉掛ワイヤーを外すための作業床・昇降設備を確保すること。
高所作業車、ローリング足場等を使用すること。
原則として、梁型枠内での作業は禁止する。
- 玉掛(外し)者は、有資格者の中から選任した者が行なう。
玉掛(外し)者はヘルメット頂部に 緑十字を貼る
- 合図方法は無線機を使用し、事前にオペレーターと合図者が確認を行なう。
- 玉掛(外し)者は、作業開始前に玉掛ワイヤー等の吊治具を点検する。
- 平成 9 年 5 月 2 9 日付建築部通達に依る、「危険と思われる作業時には、所長自ら出勤すること」には、クレーン作業も含むものとする。**

6 - 5 . 型枠パイプサポート荷揚げ時の遵守事項 (戸東安第 81 25 号)

全てサポートの支持ピンを差し、腰管と差込み互い違いにバランスよく集積する。

- ・ サポートの集積は 50 本以下。
- ・ 支持ピンの先が下向きになるようにする。
- ・ $L = 2,576 \sim 3,941\text{mm} \times 50 \text{ 本} = 765 \text{ kg}$
- ・ $L = 1,834 \sim 3,199\text{mm} \times 50 \text{ 本} = 675 \text{ kg}$

玉掛けワイヤーは4分以上。(一本吊りは禁止)

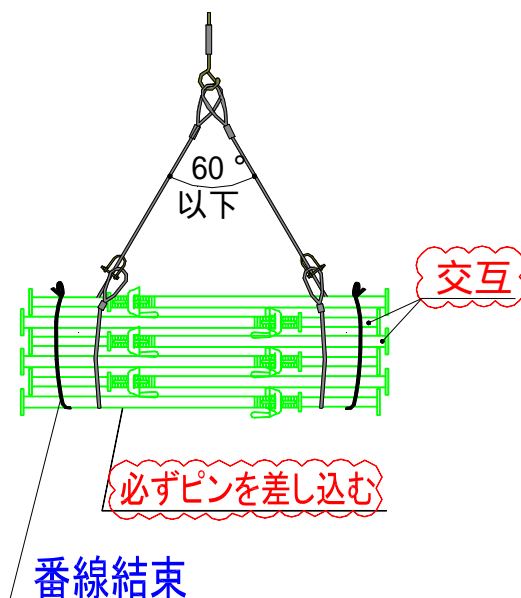
玉掛けは、シャックルに目通し吊り(深絞り)。

吊り角度を 60° 以下。

地切り後一旦止めて、サポートの両側を番線でしっかり固縛する。

揚重時は介錯ロープを使用し、障害物に接触しないようにする。

(介錯ロープは、玉掛けワイヤーに掛けてはならない。)

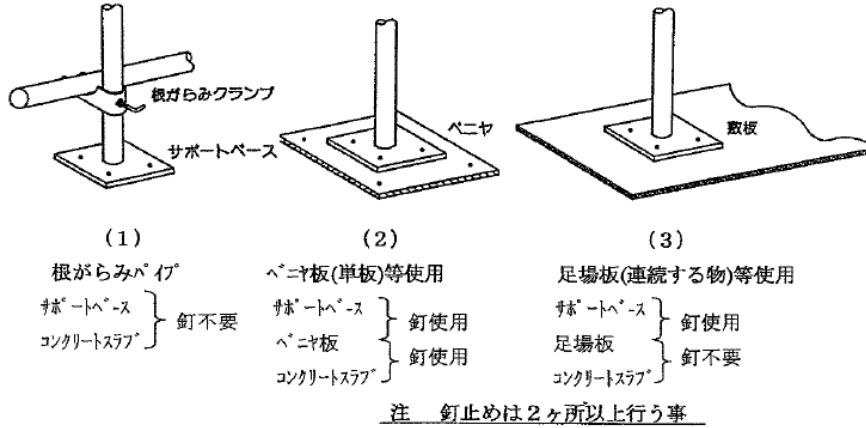


6 - 6 . 型枠支保工の脚部滑動防止措置 (戸東安第 77 31 号)

東京支店で定めた型枠支保工 (パイプサポート) 脚部の滑動防止措置を下図の通りとする。

サポートメイトの使用は無効 (戸東安発第 86 27 号)

根がらみ機能を要する場合は、下図 (2) は不可



注 釘止めは2ヶ所以上行う事

6 - 7 . 丸のこ盤作業に関する遵守事項 (戸東安第 75 02 号)

別紙の「丸鋸盤作業手順」により現在作業所で使用している丸鋸盤すべてをチェックし、「丸鋸盤の作業中、手袋は使用禁止」する。

「電動工具点検チェックシート」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京 (建築) ¥ 建築安全部 ¥ チェックシート

電動工具点検チェックシート 許可番号: _____ 点検者: _____
 作業所名: _____ 点検日: _____ 年 月 日

会社名	電動工具機種	丸のこ・電動ドリル・ディスクグラインダー・高速カッター・その他()		
職長名	使用者			
区分	点検内容	良否	指摘内容	確認
共通	1. 点検整備後「持込機械使用届」に記録、確認後「持込機械届受理証」シールを電動工具に表示有るか。			
	2. 一書登録(マーク)の電動工具が、マークがなければ、アース取付されているか(感電防止)。			
	3. 手袋使用禁止のシールが貼ってあるか。(電気丸のこ、電動ドリル)			
	4. 保護具(メガネ、マスク)を持っているか。			
	5. 回転部保護カバーのクランプボルトの緩み、抜け等はないか。			
	6. 異常な音や振動はないか。			
	7. 指定の付属品、アタッチメントを使用か、(取扱外の部品装着禁止)。			
	8. 手元スイッチ・制御回路部は正しく作動するか。			
	9. プラグ、コンセント、コードなど破損・磨耗していないか。			
	10. 外観的損傷・接続端子はよいか。			
	11. 電工ドラムは漏電遮断機能か。			
電動ドリル	1. 歯こぼれ、錆はないか。			
	2. サイドハンドルを装着しているか。			
	3. _____			
	4. _____			
電気丸のこ	1. 歯こぼれ、錆はないか(歯が噛みやすくなる)。			
	2. 安全カバーはスムーズに動くか(絶対に固定しない)。			
	3. 停止ブレーキの効き目は良いか。			
	4. 反ばつ予防装置があるか。			
ディスクグラインダー	1. ベビーサンダーに丸のこ歯、チップソーを取付けてないか。			
	2. 指定されたサイズ、適正な最高使用周速度、種類のと石が装着されているか。			
	3. 石の締め付け部に緩みや締めすぎはないか。			
	4. 石が磨耗しすぎたり、片べりしていないか、平らな所に置いてガタツキがないか。			
	5. 石には、180°以上を覆うカバーが付いているか。			
	6. 火花飛散防止(保護)カバーがあるか。			
	7. 火気使用届を提出してあるか。			
	8. 「研削」といふ取替え又は取替え時の試運転の業務」を特別教育終了者か。			
	9. 作業前1分間以上、といふ取替え時3分間以上の試運転を実施しているか。(ディスクグラインダー、高速カッター)			

記入方法: 良否の欄は良好の時は○印、不良の時は×印、該当しない時は/印とする。
 確認の欄は、是正済後、確認した時の月日を記入する。
 このチェックシートは電動工具1台につき1枚とする。
 ・その他()の電動工具は共通項目のみ点検する。
 ・職長は毎月1日、及び15日に点検し、チェックシートを作業所長に提出する。
 ・作業所は「電動工具点検チェックシート」ファイルを作成・保管する

受理者サイン _____



「手袋使用禁止」ステッカーは、松戸工作所取扱い